平成２８年度
第１１回高松市農業委員会農地部会
議　事　録

平成２９年２月１０日開会

高松市農業委員会

平成28年度第11回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時　　平成29年２月10日（金）午後１時54分開会

開催場所　　高松市役所第32会議室

出席委員　18人

１番　髙砂　清一（農地部会長）
２番　片山　久男
３番　田井　天久
４番　上砂　正義
５番　三笠　輝彦（会長）
７番　妻鹿　常男
８番　小山　智
９番　横井　豊
11番　能祖　壽一（会長職務代理者）
12番　河北　初雄
13番　冨本　正樹
14番　妹尾　嘉起
15番　湊　　敏好
16番　原田　和幸
17番　久保　宣仁
18番　森西　征二
19番　藤原　正雄
20番　谷口　勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員　２人

６番　木村　保夫
10番　森口　憲司

農業委員会事務局出席者

事　務　局　長
兼農政課長　川西　好春
農政課長補佐
兼農政管理係長　大井　昌和
農　地　係　長　多田　利浩
副　　主　　幹　中野　清作
主　任　主　事　稲井　稔
主　任　主　事　藤澤　英宣
主　任　技　師　稲積　直子

議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消願について

議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第７号　競公売買受適格証明願について

議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第９号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第10号　地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について

議案第11号　農用地利用配分計画（案）について

議案第12号　高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について

報　　告　農地法第４条第１項、第５条第１項関係許可状況について

議　　長（農地部会長） ただ今から平成28年度第11回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。欠席委員は、木村委員、森口委員です。また、三笠会長と藤原委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第１　議事録署名委員の指名でありますが、私から指名することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が有りませんので、議事録署名委員は２番片山委員、３番田井委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第２　議事に入ります。

まず、議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書１ページをお開きください。

１番は、近日中に一部の農地を転用し、残りの農地は別の農家へ貸し付ける予定のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

２番は、借人が耕作不便のため、香川県農地機構との農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

農用地利用配分計画のみの解約で、新たな受け手へ貸し付ける配分計画があり、議案第11号に関連しています。

３番は、賃貸人の要望により残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

４番は、利用権設定による貸借に変更するため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

５番は、賃借人が労力不足ため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ　使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

２ページをお開きください。

１番は、転用予定及び第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権６番のとおりです。

２番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権８・９番のとおりです。

３番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地

法第５条第１項の規定による許可申請所有権９番のとおりです。

４番と５番は、貸付先を新規就農する借人の子へ変更するため返還したものです。

６番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

７番は、借人が労力不足のため、貸人が新たに農地機構を通じて別の農家へ貸し付けるため返還したものです。

８番は、貸人が別の農家へ譲り渡すために返還を受けたものです。譲渡しの内容については、農地法第３条第１項による許可申請所有権12番のとおりです。

３ページをお開きください。

９番は、借人が転居するため、貸人が別の農家へ貸し付けるために返還を受けたものです。

以上、議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について５件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について９件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第１号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第１号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書４ページをお開きください。

１番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が60.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

２番は、２階建１棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農

地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が639.48平方メートル有ります。

３番は、周辺農地所有者も利用している農道・水路改修に伴い農道・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、耕作の利便性が向上するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに施工済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農業用施設であることから無断転用扱いにはいたしません。

４番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有地は他に無く市道に接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

５番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

６番は、２階建１棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2.73平方メートル有ります。

７番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

８番は、非農家の自己住宅宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が371.98平方メートル有ります。

９番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年３月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が619.09平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書５ページをお開きください。

10番は、発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積1.94平方メートルを244枚、８基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、所有農地は申請地のみで、相続で取得したものの、農業経験もなく不耕作地になっていたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年11月15日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積1.62平方メートルを280枚、１基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、80歳と高齢で農作業をすることもできず、売電収入を生活資金の一部とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年１月10日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、２世帯の農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、農業を後継する子供世帯と同居するため宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年９月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が565.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積1.63平方メートルを276枚、７基の太陽光発電設備・貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺が宅地化され営農に不適切な農地となり、また、申請者が近隣で経営する園芸品、雑貨等の販売を行なう法人の資材置場が不足し新たに必要となったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年12月7日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、隣接している自動車販売会社からの利用申込みがあり、貸車両置場・通路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成５年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年10月ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、発電出力44キロワット、パネル１枚の面積1.94平方メートルを164枚、７基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、所有農地は申請地のみで、会社を退職し農業経験もなく不耕作地になっており、また、生活資金の一部を得るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年２月８日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第４号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書６ページをお開きください。

１番は、平成28年11月21日付けで露天駐車場・倉庫用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消願について１件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第３号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第３号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して谷口委員より説明をお願いいたします。

谷口委員　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、髙砂農地部会長を始め片山委員、田井委員と、私の４名で現地調査を実施しました。なお、所有権２番、賃借権２番、使用貸借１番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の５条特別議案書所有権の１ページを御覧ください。

１番の申請地は、高松市立鶴尾小学校北500メートルに在り、事業拡大により社員が増加し、社員用車両置場が不足していることから、本社屋の隣接地を新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、平成29年度中には、申請地の隣接地に新たな工場建築も予定されるなど転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

２番の申請地は、高松市立龍雲中学校東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し、西側200メートル一体は都市計画用途地域で、周辺は自社の同族会社が開発分譲した住宅団地に接続し、開発道路や排水施設が利用でき、事業効率が良く住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する水路・農道を含め、併用雑種地等が211平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

３番の申請地は、高松市立木太南小学校南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、琴電木太東口駅、主要地方道高松・長尾、大内線に近く、市内中心部への移動に便利で、自社が開発分譲した住宅団地に接続し、開発道路や給水施設が利用でき事業効率が良く住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用水路が28.74平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知２番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に２ページをお開きください。ここからは賃借権の案件です。

１番の申請地は、香川県立聾学校南東200メートルに在り、ドラッグストアーの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、周辺に同様の店舗が無く、間もなく全面開通する県道太田上町･志度線沿いで利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が258.16平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

２番の申請地は、高松市立一宮中学校東900メートルに在り、認定こども園用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国

道193号線に近接し交通の利便性が良く、保護者の園児送迎等に便利であり、また、周辺は多数の住宅があることから、入園需要があり待機児童の解消も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、本市の補助金対象事業の決定を得ており資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する水路、農道も含めて併用宅地等が1,058.93平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

３ページをお開きください。使用貸借について説明します。

１番の申請地は、高松市立古高松小学校南200メートルに在り、発電出力350キロワット、パネル１枚の面積1.62平方メートルを1,440枚、31基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、申請地は高松市道に面し、自宅から近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年６月13日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連係の申し込みも同年９月26日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案所有権３件、賃借権２件、使用貸借１件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ声有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事　議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。議案書７ページをお開きください。

２番の転用者は、産業廃棄物収集運搬業、下水管清掃及び土木工事設計施工等の事業を営む法人の役員ですが、法人が賃借している現駐車場の契約期間が満了するため新たな駐車場が必要となり、経営する法人に貸し付けるため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は駐車場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

３番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

４番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

８ページをお開きください。

６番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から約150メートルと近く、周辺は宅地化の進んだ地区で入居見込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知１番に関連しています。

７番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

９番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、琴電木太東口駅から約300メートルの位置に在り、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が655.86平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知３番に関連しています。

10番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、転用者が開発した分譲住宅用地に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が409平方メートル有ります。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、月極め駐車場として、昭和47年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が339.51平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域にあるサンメッセ香川から約300メートルの位置に在り、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

９ページをお開きください。

13番の転用者は、不動産業を営んでいる法人で、事業用の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、サンメッセ香川に近く、周辺は宅地化の進んだ地区で入居見込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知６番

に関連しています。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いに在り交通の利便性が良く、周辺は住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が374.32平方メートル有ります。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです.

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅用地に隣接していることから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅用地に隣接していることから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。なお、転用者が開発した道路を挟んで、申請地が分かれているため、枝番号で分けております。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです.

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、不動産業を営んでおり、所有者が高齢で営農ができず、申請地も幅が10メートルと耕作不便で、周辺居住者の駐車場として需要があることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は住宅地が広がっており利用需要が見込まれることから､転用理由と農地区分につい

ては適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに造成済みで貸駐車場として利用しており、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10ページをお開きください。

20番の転用者は、鉄骨製造、板金加工及び建設工事業を営んでおり、事業を拡大したことにより作業所が不足していることから、作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が45平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

（19番　藤原委員入室　午後２時40分）

21番は、鉄骨製造、板金加工及び建設工事業を営む法人が事業拡大を図るため、法人の役員を務める転用者が露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、営業所に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成８年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地及び用途廃止をする農道・水路が376.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば、駐車場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

22番の転用者は、冷暖房設備及び給排水等衛生設備工事業を営んでおり、事業拡大に伴い作業所が手狭となっていることから新たな作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が127.80平方メートル有ります。次の５条許可申請所有権23番と関連しています。

23番は、22番の転用者と同じですが、事業所の建設計画時に、周辺農地所有者の要望があり、水路管理を含めた道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、水路の管理道を兼ねた道路で、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が32平方メートル有ります。先ほど説明しました５条許可申請所有権22番と関連しています。

（５番　三笠委員入室　午後２時43分）

次に、賃借権の案件です。

11ページをお開きください。

１番の転用者は、不動産業を営んでおり、申請地周辺には会社事務所が多くあり、駐車場の利用需要が見込まれることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

３番の転用者は、作業関連用品を販売しており、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線沿いに在り、周辺には同業者の店舗が無く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

５番の転用者は、各種イベントの企画運営をしていますが、現在賃借している駐車場の契約期間満了により、新たな駐車場が必要となり露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が232.62平方メートル有ります。

次に、使用貸借の案件です。

12ページをお開きください。

１番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が51.47平方メートル有ります。

２番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、実家にも近く親の面倒も見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

３番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、実家に隣接し親の面倒も見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が8.35平方メートル有ります。

５番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、宅地を拡張し、新たに購入した大型農業機械を収納する納屋を建築することから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が718.07平方メートル有ります。

６番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒もみやすいことから､転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

７番も、兄所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、水路を挟み用途地域に接し、実家にも近く親の面倒もみやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

８番の転用者は、自動車の板金塗装業を営んでおり、事業拡大のため法人の代表者の父所有の農地を借り受けて倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利用し易いことから､転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が901.37平方メートル有ります。

９番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権３件、使用貸借８件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師　議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

１番は、譲渡人が療養その他生活資金を必要とするため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。下限面積については、農地法第３条第１項の規定による許可申請使用貸借１番が同時に提出されており、要件を満たします。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件は全て満たしています。

なお、２番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

２番は、申請地の隣の農地を耕作し、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

３番・４番・５番ですが、３番は、譲渡人が農業を廃止することから、４番と５番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

６番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はタケノコを栽培するものです。

７番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稲を栽培するものです。

８番も残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稲を栽培するものです。

９番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14ページをお開きください。

10 番は、今回の申請地で農作業の手伝いを行っている譲受人が、新規営農するため譲り受けるもので、取得後はミカンを栽培するものです。

11 番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を栽培するものです。

12番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知８番に関連しています。

13 番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、引き続き水稲・野菜を栽培するものです。

次に、農地法第３条第１項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

15ページをお開きください。

１番は、経営規模の拡大を規模する借人が、10年間借り受けて水稲を作付けするものです。農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権１番に関連しています。

以上、議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権13件、使用貸借１件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第６号　農地法第３条第１項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第７号　競公売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師　議案第７号　競公売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

１番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成29年２月１日に申請

されたものです。

農地法第３条第１項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、適格であり問題は有りませんでした。

以上、議案第７号　競公売買受適格証明願について１件、御審議いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第３条第１項の許可申請を提出し、その許可が急がれるときは、農地部会開催日の関係上、当該競公売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第７号について証明すること。また、この後、農地法第３条第１項の許可が次回開催の農地部会開催前に必要で、適格証明時と事情に変更の無い場合には、農地部会長専決処分により、許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第７号については証明すること。また、その後に農地法第３条第１項の許可申請が提出され、状況により必要な場合は、農地部会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師　議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

１番及び２番について、現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について２件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第９号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項及び第18条第１項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師　議案第９号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項及び第18条第１項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

まず始めに、第16条第１項について御説明申しあげます。

資料１の１を御覧ください。

１枚めくっていただき、１ページのとおり、平成28年12月26日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

２ページをお開きください。平成28年８月10日付け高農委第98号にて回答した協議者の１名が法人化したことに伴い名称変更があったため、採石業者から香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものです。なお、開発計画の内容については変更ありません。

４ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図及び求積図を付しています。

最初のページをお開きください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に840メートルの位置に在り庵治町と牟礼町にまたがった女体山周辺の山林です。

既に昨年７月29日に庵治町及び牟礼町農業委員と農業委員会事務局担当職員とで現地調査を実施しており、この度の開発計画に変更もないことから、地元農業委員と協議した結果、高松市長には、「平成28年８月10日付け高農委第98号の回答同様、開発に当たっては、引き続き採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、第18条第１項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料１の２を御覧ください。

高松市長より土地開発行為変更協議について意見照会が２ページのとおり平成28年12月21日付けでありました。これは、既に許可を受けた事業者が、３ページの土地開発行為変更協議書上段の変更理由欄のとおり、花崗土採取による地盤整備の実施期間を延長し、また、開発区域を追加することについて意見を求められているものです。

具体的な変更内容については、実施予定期間を平成31年10月24日まで延長し、開発山林区域を93平方メートル追加するというものです。

開発行為を行う土地の所在一覧は４ページのとおりで、香川町東谷地区の山林及び農地計９筆となっています。農地２筆のうち１筆は、登記簿上の所有者は、９ページ・10ページのとおり、４名の共有地となっていますが、平成20年末に天神自治会に寄付を行っており、前回も当開発行為の同意は天神自治会代表者が行っています。天神自治会へ

の所有権移転登記は、天神自治会が農家要件を満たさないことから農地法第３条第１項の許可申請はされておりません。したがいまして、花崗土採取の一時転用についても、天神自治会が貸人となれないことから、農地法第５条第１項に基づく転用許可申請が提出されておりませんが、地区部会において、花崗土採取後は農地として再生される計画であることから、耕作放棄地の解消・農地保全面で有用であるとの結論に至った経緯があります。

もう１筆については、排水管埋設用地であり、11ページのとおり平成23年10月23日付けで排水管埋設に伴う地役権設定について、農地法第３条第１項の許可を受けています。

設置位置図、公図、計画平面図及び工程表につきましては、５ページから８ページまでのとおりです。

１月23日に東谷地区担当農業委員と地区担当者による現地調査を実施し、１月26日の地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長等されても、農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。

そこで、意見の概要としまして、資料１ページ下段の案のとおり、「本採取行為の期間延長等に当たっては、これまで同様、採取場の隣接地並びに周辺に在る農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答いたしたいと考えております。

以上、議案第９号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項及び第18条第１項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第９号に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第９号は、原案のとおり意見決定し、回答することといたしました。

次に、議案第10号　地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹　地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明いたします。

資料２を御覧ください。

地籍調査は、国土調査法に基づき、本市が事業を実施しております。

資料を１枚めくっていただき、１ページをお開きください。

平成29年１月30日付けで高松市長より牟礼町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

今月２日に牟礼町農業委員・事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたし

ました。確認結果については２ページから５ページまでの農業委員会意見欄に案として記載しております。

２ページをお開きください。

１番の3467番2は地目が畑でありますが、現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

次に、４ページをお開きください。

29番の3574番は一部が宅地に合筆され、残地は畑で、現況も畑であるので農地として回答したいと思います。以下同様に現況に合わせて回答する予定であります。資料の表紙に回答の概要をまとめておりますので、表紙をお開きください。右部分の地籍調査後の土地の表示37件のうち、農地の件数が２件、農地以外が35件であります。なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し、地区農業委員と協議した結果、原状回復命令はしないということで回答したいと考えておりますので､御審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号　農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　それでは、議案第11号　農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。

資料３を御覧ください。

平成29年１月27日付け高農第869号で高松市長から、農業委員会に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）についての意見聴取があったものです。

１枚お開き願います。

表に記載の案件は､先に審議をいただきました議案第１号の２番に関連しておりまして､28年12月27日公告の配分計画により香川県農地機構から賃貸借で貸し出されていた農地５筆、合計面積3,591平方メートルが解約になったことに伴い、今回新たな借り手に同農地を29年４月１日から貸し出すもので､終期は当初と同じく34年10月31まででで県知事の公告日は、３月31日予定でございます。

以上、御審議をお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第11号については、異議の無い旨回答することに御異議有

りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第11号については、異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号　高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　議案第12号　高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について御説明申しあげます。

現農業委員の任期が平成29年７月19日をもって満了となることに伴い、農業委員及び新設される農地利用最適化推進委員を募集するため、要項案について御審議いただくものです。

資料４を御覧ください。

高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項(概要版)(案)でございますが、次に付けております農業委員及び推進委員の両募集要項の概要をＡ４縦１枚にまとめたものでございます。

左が農業委員、右が農地利用最適化推進委員で共通の項目は分けずにひとつにまとめております。

上から順に御説明いたします。

募集人員は、農業委員が24人、推進委員が55人でございます。

対象者は、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者としております。これは、農業委員会法第８条第１項及び第17条第１項を引用したものでございます。なお、以後の説明中の根拠法令の名称につきましては、農業委員会法は法と、同法施行令は施行令、同法施行規則は施行規則とさせていただきます。

それでは次に資格要件でございますが、両委員共通で次の要件に該当する者、①市内に住所を有する者、②市税を滞納していない者、なお、次のいずれかに該当する場合は、委員又は推進委員になることができません。ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、イ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者としております。この中のなお書きの部分については、法第８条第４項及び第18条第４項に基づくものでございます。

次に推薦・応募方法でございますが、推薦用紙又は応募用紙に必要な事項を記入し、農業委員会事務局農政課へ持参又は郵送。ｅメールやFAXでの提出は不可としております。また、用紙は、農業委員会事務局農政課で配布又は市ホームページ「もっと高松」からもダウンロードできますとし、ホームページのアドレスを記載しております。

受付時間は、平日の午前８時30分から午後５時15分まで、郵送の場合は、平成29年３月31日（金）の消印有効としております。

受付期間は平成29年３月１日（水）から３月31日（金）までございます。

次に選考方法でございますが、提出された推薦・応募用紙の内容等を評価して高松市の農業の現状を理解するとともに、今後の高松市の農業の発展に寄与し、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを重視しますとしております。

次に、選考結果の通知でございますが、選考結果については、書面をもって推薦・応募された方全員に通知します。電話等での結果に関する問合わせにはお答えできませんとしております。

その次に、任期でございますが、農業委員については、現農業委員の任期満了の日の翌日である平成29年７月20日から32年７月19日まで（３年間）、推進委員については、新たな農業委員で開催する臨時総会の後、農業委員会が委嘱し、農業委員の任期満了の日までとなるため、平成29年７月下旬（20日以降）から32年７月19日までとしております。

次に、報酬（月額）でございますが、農業委員が40,000円、推進委員が35,000円でございます。

次に、主な職務内容でございますが、毎月総会に出席、農地法に係る農地の権利移動、農地転用許可、違反転用への対応、農用地利用集積計画等の承認、農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定、推進委員と同様の業務としております。

その推進委員の業務でございますが、右側にありますように毎月地区部会に出席、担当地区内での現場活動、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進、農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消等農地利用の最適化の推進に係る現場活動でございます。

最後に、推薦・応募及び問合わせ先でございますが、郵便番号760－8571高松市番町一丁目８番15号（高松市役所６階）高松市農業委員会事務局農政課　電話　（087）839－2662としております。

以上が両委員の募集要項の概要版でございます。

次に、高松市農業委員会委員募集要項（案）でございますが、１ページから３ページまでが概要版の内容を詳細にしたもの、５ページから12ページまでが農業者個人や団体からの推薦、本人からの応募に使用する様式でございます。

これは法令上、個人からの推薦や本人の応募も可能ですので、作成したものでございますが、本市におきましては、昨年11月１日の臨時総会において高松市地域農業再生協議会の各地区水田部会から農業委員又は推進委員になっていただける方76人を御推薦いただくことになっておりますので、主に使用されるのは、７ページの推薦用紙（団体用）と11ページ、12ページの別紙１の用紙となります。

次の農地利用最適化推進委員募集要項（案）でございますが、農業委員の要項（案）

と同様に１ページから３ページまでが概要版の内容を詳細にしたもの、４ページが別表でございますが、推進委員については法第19条第１項に基づき区域を定めて募集することとなっておりますことから７地区の各地区ごとの定数を定めております。

所属区域については、現行から臨時総会において決定したとおり塩江区域が７地区から４地区に変更になっております。５ページから12ページまでが様式で、主に使用されるのは、７ページの推薦用紙（団体用）と11ページ、12ページの別紙１の用紙となります。

本日は時間の都合もありますので、この要項（案）の詳細な説明は割愛させていただき、次に、皆様に最も関連がございます水田部会記入例についてのみ御説明させていただき、次の各委員の記入例については割愛させていただきます。

右上に水田部会記入例と記載した資料を御覧願います。まず、１枚目は、農業委員の推薦用紙の団体用で様式第２号を使用します。記入箇所を行書体で記載しております。

次に、２枚目を御覧願います。

農地利用最適化推進委員の推薦用紙の団体用で様式第５号を使用します。２の推薦する担当区域は、第１地区から第７地区のうち、それぞれの地区水田部会が所属区域になっている地区のところにチェックを記入します。

３枚目を御覧ください。

別紙１　被推薦者等の詳細　様式第７号でございます。表面が１　被推薦者の詳細でございます。その裏面が２　推薦者（団体）の詳細でございます。

なお、御記入いただく項目は、電話番号と抱負以外は施行規則第５条第１項に定められた必須項目でございます。

また、この様式第７号は、農業委員、推進委員とも共通となりますので、１部作成すれば両方に使用することができます。

この３枚を各被推薦人ごとに作成して提出していただくことになります。

なお、この議案については、去る２月８日の農政部会で承認をいただいており、本日の農地部会において承認をいただくことができましたら、案を消しまして、先ほど御説明しました要項の概要版と様式第２号、第５号及び第７号の用紙とこの水田部会記入例をお付けして各地区水田部会に推薦依頼する予定でございます。

また、これまで説明いたしました、概要版と各要項、また、本日は説明を割愛させていただきましたが、水田部会記入例以外の各記入例を農業委員会事務局に紙で配置するほか、高松市のホームページにも掲載する予定でございます。

以上議案第12号　高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について御審議をお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

川西事務局長　議長。

議　　長　川西事務局長。

川西事務局長　今日の募集要項の案について農地部会で承認決定していただきますと、今度農業委員さん全員と、地区の水田部会長さん、農業委員さんと兼ねている方がたくさんいらっしゃいますけれども、兼ねていない方が10名ほどいらっしゃいます。それとＪＡの支店長さんが30名いらっしゃいます。その方々に全員案内し、この２月21日の火曜日午後２時から市役所13階の大会議室で全体では87名ほどになろうかと思いますけど、その時に農業委員さんと推進委員さんの合計定数76名で、各所属地域ごとに配分がそれぞれ決定されておりますことから、この決定された配分について、推薦方法の説明会を開催いたします。その中で、本市においては水田部会から推薦することに決定しておりますので、そこの部分だけの説明をさせていただくという予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　個人申請の場合でも当然あれば受付はするのでしょうか。

川西事務局長　はい、法令遵守の立場から、もし、あったら書類不備がない限りは受付けます。もし、定数が超過した場合には、評価委員会の中で点数をつけて評価していただくということになります。

議　　長　他に御意見、御質問はありませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第４条第１項、第５条第１項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長　農地法第４条第１項、第５条第１項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料５を御覧ください。

平成29年１月６日から同年２月７日分までであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の農地部会議決分といたしまして４条が０件、５条が12件で、１月議決分といたしまして４条が11件、５条が31件、合計で４条が11件、５条が43件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の農地部会議決分といたしまして４条が０件、５条が９件、１月議決分といたしまして４条が１件、５条が11件、合計で４条が１件、５条が20件です。

取下につきましては、４条、５条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

１ページを御覧ください。

４条関係で、１月議決分の10番が開発許可未了により許可保留となっております。

２ページを御覧ください。

５条関係で、８月議決分の26番が開発許可未了により許可保留となっております。また、11月分の11番、23番が開発許可及び直近事業未了により許可保留となっております。さらに、47番が開発許可未了により許可保留となっております。

３ページを御覧ください。

同じく５条関係、12月議決分の９番、18番、20番、22番及び24番が開発許可未了により許可保留となっております。

４ページを御覧ください。

５条関係で、１月議決分の４番、８番、11番、14番の２が開発許可未了により許可保留となっております。また、12番、14番の１が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

５ページを御覧ください。

19番が開発許可及び直近事業未了により許可保留となっております。20番が開発許可、道路工事承認、及び直近事業未了により許可保留となっております。また、23番、賃借権の３番、使用貸借の２番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議　　長　ただ今の報告及び説明に対して御質問等は有りませんか。――御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第11回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後３時57分　閉会

会　　長

議事録署名委員

部 会 長

委　　員

委　　員